

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

奈良厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年10月から21年3月までは170円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで
大正13年に入社し昭和29年に退職するまで、途中退職したことはなく継続してA社に勤務した。

しかしながら、昭和19年10月1日から22年8月31日までの期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

当時の人事発令関係書類を提出するので、調査をして記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事発令関係資料及びA社B本社人事部長名で発行された在職証明書により、申立人の入社日は大正13年4月1日、退職日は昭和29年7月10日であり、申立人が申立期間において、勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間において、任意加入することが可能であった団体郵便年金に加入している場合は、厚生年金保険の適用除外の手続きが取られている可能性があるが、それを除くと、当時、当社では、正社員全員を厚生年金保険に加入させており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与

から控除していた。」としているところ、同社及び同社本店における申立人に係る旧台帳及び厚生年金保険被保険者名簿において、団体郵便年金への加入を示す「○で囲んだ『郵』」の文字を確認することができない上、被保険者名簿には、「○で囲んだ『郵』」の文字が記載されていない被保険者も多数見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚のA社本店における申立期間の被保険者名簿の記録及び申立人の同社本店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年9月の標準報酬月額の記録から、19年10月から21年3月までは170円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年3月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（26年3月1日）及び資格取得日（同年7月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月1日から同年7月1日まで
② 昭和33年4月ごろから34年3月1日まで

B店に勤務していたところ、県内の同種の店が集まりA社が設立され、昭和25年2月から同社において厚生年金保険被保険者となった。28年2月に退社するまで継続して勤務していたのに、被保険者記録に4か月間の空白期間があるのはおかしい。

また、学校を卒業した昭和33年4月からC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は34年3月1日からとなっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A社において、昭和25年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年3月1日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、26年3月から同年6月までの被保険者記録が無い。

しかし、B店に勤務していた複数の同僚の供述から判断して、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる上、自身は申立期間①中の昭和26年4月に入社したとする同僚は、「私が入社した時には申立人は既に在籍しており、私が在籍していた間、申立人が一度退職して再入社したことも、

休職したことも無い。また、申立人の業務内容はずっと変わらなかった。」としている。

また、複数の同僚が、昭和 25 年 1 月に A 社が設立された後は、B 店に勤務していた者の給与の支給は A 社が行っており、申立期間に給与の支払等に変更があったことも無いと証言している上、上記同僚のうちの一人は申立期間①には試用期間であったため被保険者記録が無いものの、資格を取得した後は被保険者期間に空白は無く、申立人を除く、申立期間に B 店に勤務していた同僚二人にも、被保険者記録に空白は無い。

さらに、申立期間①及びその前後に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、いったん被保険者資格を喪失した後、再度資格を取得している者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 26 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所はすでに解散しており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 3 月から同年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は学校を卒業してすぐの昭和 33 年 4 月に C 社に入社したと主張しているが、複数の同僚に照会しても申立人の入社時期、在籍期間について具体的な証言が得られず、これを確認することができなかった。

また、回答が得られた同僚のうち数名の証言とそれらの者の厚生年金保険被保険者記録からみると、同社には見習い期間があり、入社から厚生年金保険の資格取得までの期間は一律ではなく、同社では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 37 年 3 月 25 日まで
結婚のため A 社を退職したが、その際、脱退手当金を請求した覚えは無い。社会保険事務所（当時）が本人確認を怠ったまま手続をしたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は女性であるが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の性別は、いずれも男性と記録されており、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

また、仮に、当該被保険者名簿に基づき男性として脱退手当金が算定されたとしても、支給決定された当時の制度では、男性には受給権が発生しないことから、適正な支給事務処理が行われたとは言い難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人は、最初に就職した事業所であり、厚生年金保険に加入していたと認識していたと述べていることから、この被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで

昭和41年に入社してから、給料は毎年昇給していた。57年10月からは最高等級の標準報酬月額であったのに、平成元年10月から1年間の標準報酬月額が著しく低くなっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間前後の報酬月額は、昭和63年7月は58万2,000円、平成2年10月は69万6,000円と記録されているところ、申立期間の標準報酬月額は34万円となっている。

しかし、A基金が保管する申立人に係る加入者台帳によると、申立期間の標準報酬月額は、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円と、最高等級の標準報酬月額となっていることが確認できる。

また、A基金の担当者は、申立期間当時の厚生年金保険と厚生年金基金の届出様式は複写式であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る企業年金基金の記録から、平成元年10月及び同年11月は47万円、同年12月から2年9月までは53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和41年4月1日にA社C支社から同社D支店に転勤した。ところが、年金加入記録を見ると、40年10月1日にA社C支社で厚生年金保険が資格喪失となり、41年4月1日に同社D支店で資格取得となっている。このため、40年10月1日から41年4月1日までの期間は、同社C支社で勤務していたにもかかわらず、この6か月の期間が途切れている。途中で退職などしていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票、B社から提出された社報の人事通知及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社C支社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和40年9月のオンライン記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に、申立期間②のA社C出張所の資格喪失日に係る記録を37年3月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、36年6月を9,000円、37年2月を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和37年2月28日から同年3月9日まで

私は昭和36年4月1日からA社B出張所で勤務し、その後、同年6月1日から37年3月8日までの間、同社C出張所で勤務した。その後、また、同社B出張所に戻ったが、他の同僚と同様に厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、D国民健康保険組合の加入記録及び同僚の証言により、申立人が社員として継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①については、申立人は昭和36年6月1日からA社C出張所で勤務していたと主張しているところ、同事業所が厚生年金保険の新規適用となったのは同年7月1日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所では無い。

しかしながら、A社C出張所の元所長から「転勤先が厚生年金保険の適用事業所になっていなくても、厚生年金保険が途切れることはなかった。正採用の社員については、給与計算は本社でしており、雇用が継続していれば、

厚生年金保険料の控除をしないことはない。」との証言がある上、同年7月1日より前から同社C出張所で勤務していた複数の同僚にも、同事業所で勤務していた時期に同社本社又は同社の別の事業所での厚生年金加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B出張所における申立期間①に係る資格喪失日は、同社C出張所における資格取得日と同日の昭和36年7月1日と、同社C出張所における申立期間②に係る喪失日は、同社B出張所における資格取得日と同日の37年3月9日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和36年5月及び同社C出張所における37年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、36年6月を9,000円、37年2月を1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「当社は、A社の商号の譲渡を受けた会社であり、譲渡前の記録は残っていない。」と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年6月まで

昭和50年11月ごろ、A市役所支所に出向き、国民年金に加入し、厚生年金保険に加入していなかった39年7月から40年6月までの期間の国民年金保険料をすべて納付するため特例納付した。当時、経済的にとても豊かであり、1年程度の保険料は大きな額でもなく、未納期間を納付する目的で特例納付したのに3か月の未納があるなど考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月ごろ国民年金に加入し、特例納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が50年12月2日に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、第2回目の特例納付実施期間内である50年11月に申立期間直前の39年7月から40年3月までの9か月間について、国民年金保険料を特例納付した旨の記載があることから、50年11月ごろに国民年金に加入し、特例納付したとする申立人の主張と符合する。

しかしながら、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、国民年金被保険者資格について昭和40年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、50年12月にその資格喪失手続の処理が行われた旨の記載があることから、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのと同時期に申立期間直前の国民年金被保険者資格をさかのぼって取得したと推認され、これら一連の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続に関し、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

したがって、申立期間は国民年金未加入期間であり、特例納付対象期間と

なっていなかったため、申立人は当該期間の国民年金保険料を特例納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで

私は、昭和36年11月に結婚した時には既に国民年金に加入し、A区の婦人会で国民年金保険料も納付していた。47年にB町に転居してからも婦人会の集金人に毎月国民年金保険料を納付していた。保険料額は当初300円ぐらいだったと思う。転居の際に資料はすべて処分してしまったが、未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に結婚した時には既に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は50年12月10日に払い出されており、申立人に対して、ほかに手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないことから、このころ、国民年金の加入手続をしたものと推認される。

また、昭和50年11月22日に国民年金の被保険者資格を任意で取得していることから、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間当時は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 6 日から 36 年 9 月 22 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の説明を受けた。

私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続など一切していないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録がある37人について調査したところ、連絡先の把握できた複数の同僚が、「退職時、経理担当者から脱退手当金の説明を受け、A社に脱退手当金の代理申請をしてもらった。」旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求された可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月ごろから同年 12 月ごろまで
私は、A市のB社に勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。正社員として勤めていたので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答により、申立人が昭和 57 年 3 月から同年 12 月 31 日まで、同社に正社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、会社設立以来、厚生年金保険の適用を受けたことは無いとしており、社会保険事務所（当時）の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B社の事務担当者は、申立人に係る給与の記録を保管していると述べていることから、その内容について確認したところ、雇用保険料及び所得税は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月ごろから28年12月5日まで
昭和24年5月ごろから、A市B区（現在は、C区）D通りで紙を販売していた「E社又はF社（以下、E社という）」に勤務していた。E社は28年12月頃に閉鎖になり、勤務していた7人のうち私を含む5人が、E社の事業主の父親が事業主であったG社に移ったが、E社勤務当時の厚生年金保険の記録が無い。

調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、E社における業務内容を具体的かつ詳細に記憶しており、事業主や同僚の氏名についても正確に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、また、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、「昭和28年12月にE社が閉鎖され、当時勤務していた7人のうち私を含む5人が、E社の事業主の父親が事業主であったF社に移籍した。」と述べているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、5人のうち申立人を含む4人について、厚生年金保険の記録が確認できるものの、いずれについても申立期間において厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、E社の事業主は他界しており、他の同僚についても連絡先が不明であり、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ごろから30年ごろまで

私は、昭和28年ごろに知人であるA社（現在は、B社）C工場の総務課長の紹介で同社に入社した。2年ぐらい勤めたと思うが、その間の厚生年金保険の記録がないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された労働安全衛生法第67条第1項の健康管理手帳の写し、D労働局長宛の申立人の在籍に係る同僚の証明書、A社C工場で撮影した同僚との写真及び同社から提出された申立人の勤務についての回答書から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の取扱いについて、B社C工場の事務担当者は、「当社では、当時は臨時雇用であれば厚生年金保険の加入手続を行っておらず、保険料控除も行っていない。また、当社で保管している昭和30年以降の在籍記録並びに当社での厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を記録した書類では申立人の名前は確認できない。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚の中には、A社C工場での厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が複数おり、さらに、事業所からの回答では、昭和30年代は臨時雇用やアルバイトが多数いたため、厚生年金保険の未加入者が多数いたとしているところ、同社における同僚から提出された証明書には、申立人の雇用形態について、臨時雇用と記載されていることから、申立人も同社において臨時雇用として勤務していたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。